

消 防 計 画

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき_____の
防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全
確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、_____に_____し、出入りする全ての者に
適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、_____とし、この計画について一切
の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の計画とその実施
- (3) 消防用設備等の点検及び建築物等の自主検査の実施とその指導監督
- (4) 危険物及びガス等の貯蔵又は取扱施設の点検の実施とその指導監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の把握と適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他、防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ届出、報告及び連絡等
を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出（変更の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸
手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他、防火管理上必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもと
に、各部屋又は一定の区域ごとに出火責任者を置き、別表1のとおり火災予
防管理組織を定める。

(火元責任者の業務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具及び電気設備等の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(消防用設備等の点検)

第7条 消防用設備等の点検は、次のとおり行う。

(1) 点検者(消防設備士又は消防設備点検資格者等)は、法令で定める消防用設備等の点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(2) 消防用設備等の点検の時期は、次のとおりとする。

| 別 消防用 設備等 | 点 検 時 期 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| | 外観点検 (6ヶ月ごと) | 機能点検 (6ヶ月ごと) | 総合点検 (1年ごと) |
| 消火設備 | 月及び 月 | 月及び 月 | 月 |
| 警報設備 | 月及び 月 | 月及び 月 | 月 |
| 避難設備 | 月及び 月 | 月及び 月 | 月 |
| | 月及び 月 | 月及び 月 | 月 |
| | 月及び 月 | 月及び 月 | 月 |

(点検委託業者)

(建築物等の自主検査)

第8条 防火管理者は、建築物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について自主検査員を定め、次のとおり、検査を実施させるものとする。

| 検査対象 | 検査時期 | 検査員 |
|----------|------|-----|
| 建築物 | | |
| 火気使用設備器具 | | |
| 電気設備 | | |
| 危険物施設等 | | |

(点検結果の報告及び検査の記録)

第9条 防火管理者は、消防用設備等の点検結果については、筑後市消防長へ「 年」に1回報告し、建築物等の自主検査の記録とともに「防火対象物維持台帳」に保存するものとする。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる行為を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 建築物の改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他、防火管理上必要な事項。

(の遵守事項)

第11条 に する全ての者は、各種災害による被害の拡大を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー及びホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。

(2) 消防用設備等の周辺は、装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房等は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前及び使用后、必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 当該敷地内で工事を行う者は、火気の管理について、防火管理者の指示を受けること。
- (4) タバコの吸い殻等は指定場所へ集め、適切に処理すること。

第4章 自衛消防対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 _____の自衛消防組織として、_____を自衛消防隊長とし、次の任務分担により別表2のとおり自衛消防隊を定める。

| 係 別 | 任 務 内 容 |
|-----------|--|
| 隊 長 | ◎自衛消防隊の指揮命令を行う。 ◎避難状況の把握を行い、消防隊と密接な連携を図る。 |
| 通 報 連 絡 係 | ◎119番通報及び館内放送等で出火の報知を行う。 ◎出火場所の確認等を行い、消防隊への情報提供を行う。 |
| 消 火 係 | ◎消火設備を用い、初期消火にあたる。 |
| 避 難 誘 導 係 | ◎非常口等を開放し、避難誘導にあたる。 ◎必要に応じ、避難器具の設定を行う。 |
| 搬 送 係 | ◎重要書類等の非常持ち出しとその管理にあたる。 |
| 救 護 係 | ◎応急救護所等を設定し、負傷者の応急手当て並びに救急隊及び病院、診療所との連絡にあたる。 |

(避難経路図等)

第14条 自衛消防隊長は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置位置、及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、関係者全員に周知徹底しなければならない。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第15条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために第2章に基づく消防用設備等の点検及び建築物の検査に併せて、次の事項を行うこと。

- (1) 建築物、建築物に付随する施設等及び陳列物件の倒壊、転倒及び落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設等における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第16条 各火元責任者は、地震後、建築物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、建物の使用を開始する

こと。

(地震時の活動)

第17条 地震時の活動は、第4章によるほか次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を放送設備等により全従業員に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。又、関係防災機関からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 建物から退避する場合の一時避難地は、「_____」とする。
- (4) 広域避難地への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行う。

(震災に備えての準備品)

第18条 震災に備えて、次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

- (1) 医療品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食
- (4) 飲料水
- (5) その他必要なもの

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第19条 防火管理者は、次の防災教育を行う。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 平常時及び災害発生時における任務及び責任の周知徹底
- (3) 火災予防上の遵守事項
- (4) 震災対策に関する基本的事項
- (5) その他、火災予防上必要な事項

| 訓練種別 | | 実施日 | 訓練内容 |
|------|------|-----|---------------------|
| 基礎訓練 | 消火訓練 | 月 日 | 消火器、屋内消火栓取扱い要領 |
| | 通報訓練 | 月 日 | 消防機関への通報要領及び関係者への連絡 |
| 部分訓練 | 避難訓練 | 月 日 | 避難誘導要領 |
| 総合訓練 | | 月 日 | 初期消火、通報連絡、避難誘導の要領 |

(自衛消防訓練の実施)

第20条 防火管理者は、次のとおり自衛消防訓練を実施する。

- (1) 消火訓練を実施し、消火器、屋内消火栓等取扱要領の習熟を図る。
- (2) 通報・連絡訓練を実施し、消防機関への通報要領の習熟を図り、及び建物内の連絡体制の確立を図る。
- (3) 避難訓練を実施し、避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
- (4) 前記の各部分訓練を総合的に実施し、自衛消防組織の確立を図る。
- (5) 訓練実施に際し、必要と認める時は、消防機関へ指導を要請するものとする。

附 則
この計画は、令和 年 月 日から実施する。

【一般事業所用】

別表1 火災予防管理組織編成表

| 防火管理者 | 担当区域 | 火元責任者 |
|-------|------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

別表2 自衛消防隊編成表

| 自衛消防隊長 | 係別 | 氏名 |
|--------|-------|----|
| | 通報連絡係 | |
| | | |
| | 消火係 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 避難誘導係 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 搬送係 | |
| | | |
| | 救護係 | |
| | | |

【共同住宅専用】

別表1 火災予防管理組織編成表

| 防火管理者 | 担当区域 | 火元責任者 |
|-------|-----------|-------|
| | 各居室及びベランダ | 各入居者 |
| | 廊下 | |
| | 階段 | |
| | その他の共用部分 | |
| | | |
| | | |
| | | |

別表2 自衛消防隊編成表

| 自衛消防隊長 | 係別 | 担当者 |
|--------|-------|--------------|
| | 通報連絡係 | 火災を発見したもの |
| | 消火係 | 火災発生時、付近にいる者 |
| | 避難誘導係 | 火災の発生を知った者 |
| | | |
| | | |

【大規模事業所用】

別表1 火災予防管理組織編成表

| 防火管理者 | 防火担当責任者 | 担当区域 | 火元責任者 |
|-------|---------|------|-------|
| | 1階 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 2階 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 3階 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 4階 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 5階 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| R階 | | | |
| | | | |

【大規模事業所用】

別表2 自衛消防隊編成表

| 自衛消防隊長 | 係別 | 主担当者 | 隊員 |
|--------|-------|------|----|
| 隊長 | 通報連絡係 | | |
| | | | |
| | | | |
| 副隊長 | 消火係 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 避難誘導係 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 搬送係 | | |
| | | | |
| | | | |
| | 救護係 | | |
| | | | |
| | | | |

防火管理業務の委託状況

〈 方式〉 (年 月 日 現在)

| | |
|---|--|
| 防火対象物名称 | |
| 管理権原者氏名 | |
| 防火管理者氏名 | |
| 受託者の氏名及び住所 [法人にあつては 名称及び主たる 事業所の所在地] | 氏名 (名称) 住所 (所在地) <div style="text-align: right;">TEL</div> <hr/> 担当事務所 (名称) (所在地) <div style="text-align: right;">TEL</div> |
| 受託者の行う 防火管理業務の範囲 | |
| 受託者の行う 防火管理業務の方法 | |